

令和3年11月定例県議会付議案

議案第 1号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第8号）
議案第 2号	同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 3号	同 鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 4号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第2号）
議案第 5号	同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 6号	同 鳥取県営埋立事業会計補正予算（第1号）
議案第 7号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第3号）

議案第 8号 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症対策総合調整課）

未だに終息しない新型コロナウイルス感染症の流行がクラスターの発生を契機として爆発的に拡大するおそれがあるため、条例の失効期限を延長するものである。

（概要）

条例の失効期限を令和5年1月31日（現行 令和4年1月31日）まで延長する。

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（庶務集中課）

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

株式会社日本政策金融公庫が行う退職年金等を担保とする貸付けが廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。

[令和4年4月1日施行]

議案第10号 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

都市計画法等の一部が改正され、市街化調整区域に係る開発行為を認めることができる要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①市街化調整区域に係る開発行為を認めることができない市街化不適當区域に、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域（これらの区域のうち災害を防止し、又は軽減するための施設の整備その他の防災対策措置が講じられていると知事が認める区域を除く。）等の区域を追加する。
- ②市街化調整区域内において移転建築物等に代わる建築物等を建設することができる事由として、移転建築物等が浸水被害防止区域内に所在することを追加する。

[令和4年4月1日施行]

議案第 11 号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課、住まいまちづくり課）

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正により、登録住宅性能評価機関による長期使用構造等である旨の確認結果が添付された長期優良住宅建築等計画については審査の一部が省略できることとなったことに伴い、手数料の額の変更を行うものである。

（手数料の概要）

引下げ

区 分	単 位	金 額		
		現 行		改 正 後
		基準適合証の添付がある場合	住宅性能評価書の添付がある場合	
一戸建ての住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画	1 件につき	11,000 円	19,000 円	11,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画				
床面積合計が 500 平方メートル以下	1 件につき	23,000 円	40,000 円	21,000 円
床面積合計が 500 平方メートル超 1,000 平方メートル以下	1 件につき	37,000 円	64,000 円	34,000 円
床面積合計が 1,000 平方メートル超 3,000 平方メートル以下	1 件につき	63,000 円	118,000 円	57,000 円
床面積合計が 3,000 平方メートル超 5,000 平方メートル以下	1 件につき	121,000 円	207,000 円	91,000 円
床面積合計が 5,000 平方メートル超 10,000 平方メートル以下	1 件につき	228,000 円	341,000 円	139,000 円
床面積合計が 10,000 平方メートル超 20,000 平方メートル以下	1 件につき	423,000 円	631,000 円	237,000 円
床面積合計が 20,000 平方メートル超 30,000 平方メートル以下	1 件につき	603,000 円	882,000 円	300,000 円
床面積合計が 30,000 平方メートル超	1 件につき	718,000 円	1,067,000 円	340,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画				
床面積合計が 500 平方メートル以下	1 件につき	34,000 円	/	31,000 円
床面積合計が 500 平方メートル超 1,000 平方メートル以下	1 件につき	55,000 円		51,000 円
床面積合計が 1,000 平方メートル超 3,000 平方メートル以下	1 件につき	94,000 円		85,000 円
床面積合計が 3,000 平方メートル超 5,000 平方メートル以下	1 件につき	182,000 円		137,000 円
床面積合計が 5,000 平方メートル超 10,000 平方メートル以下	1 件につき	341,000 円		209,000 円
床面積合計が 10,000 平方メートル超 20,000 平方メートル以下	1 件につき	634,000 円		355,000 円
床面積合計が 20,000 平方メートル超 30,000 平方メートル以下	1 件につき	904,000 円		450,000 円
床面積合計が 30,000 平方メートル超	1 件につき	1,078,000 円		510,000 円

[令和 4 年 2 月 20 日施行]

議案第12号 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、クロスボウを所持しようとする者は公安委員会の許可を受けなければならないこととされたこと等に伴い、これらの新たな事務について新たに手数料を徴収するものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分		単 位	金 額
ア クロスボウの所持の許可	(ア) 現に許可を受けてクロスボウを所持する者に対するもの	1件につき	6,800円
	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1件につき	4,300円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1件につき	10,500円
	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1件につき	6,700円
イ クロスボウの取扱いに関する講習の実施	(ア) 現に許可を受けてクロスボウを所持する者に対するもの	1件につき	3,000円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1件につき	6,900円
ウ 国際競技に参加するため入国する外国人に対するクロスボウの所持の許可		1件につき	3,900円
	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1件につき	1,800円
エ クロスボウの所持の許可の更新	(ア) 新たな許可証の交付を伴うもの	1件につき	7,200円
	同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新	1件につき	4,800円
	(イ) 新たな許可証の交付を伴わないもの	1件につき	6,800円
	同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新	1件につき	4,400円
オ クロスボウの射撃練習を行う資格の認定		1件につき	9,300円
	同時に複数のクロスボウの射撃練習を行う資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定	1件につき	5,600円

[令和4年3月15日施行]

議案第13号 工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（A1～P5））（補助改良）の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（A1～P5））（補助改良）

工 事 場 所：倉吉市石塚

契約の相手方：国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（A1～P5））日本ピーエス・打吹建設特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：621,390,000円

工事完成期限：令和5年5月31日

議案第14号 財産を無償で譲渡すること（田園町下水道用地）について（資産活用推進課）

相手方：鳥取市
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市田園町二丁目 219 番 2	土地	51.19 m ²

無償譲渡理由：現在、鳥取市に無償で貸し付けて下水道管理の用に供されている土地を、今後も下水道管理の用に供するため、同市に無償で譲渡しようとするものである。

議案第15号 不当利得の返還に係る和解について（空港港湾課）

和解の相手方：境港市

和解の要旨：県は、みなとさかい交流館における電気料金の誤徴収に伴う不当利得の返還として、28,191,921円を境港市に支払う。

事故の概要：みなとさかい交流館において、入居団体である境港市から徴収していた電気料金について誤徴収が発覚したため、平成15年以降の誤徴収額を返還するため、和解しようとするものである。

議案第16号 不当利得の返還に係る和解について（空港港湾課）

和解の相手方：島根県隠岐郡隠岐の島町 企業

和解の要旨：県は、みなとさかい交流館における電気料金の誤徴収に伴う不当利得の返還として、5,112,323円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：みなとさかい交流館において、入居団体である和解の相手方から徴収していた電気料金について誤徴収が発覚したため、平成15年以降の誤徴収額を返還するため、和解しようとするものである。

議案第17号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営東山水泳場）について（スポーツ課）

鳥取県営東山水泳場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体（公募）

指定の期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第18号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山自然歴史館）について（西部総合事務所）

鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：一般社団法人大山観光局（公募）

指定の期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第19号 鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について（観光戦略課）

鳥取県と鳥取市が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施することを目的とし、連携協約の締結に向けた協議を行うことについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第20号 当せん金付証券の発売について（財政課）

令和4年度宝くじ発売総額：53億円以内

（令和3年度宝くじ発売議決額：53億円以内）

議案第21号 令和2年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	397,465,678	384,359,334	13,106,344	3,031,334	10,075,010

特別会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業特別会計	1,372,777	1,248,791	123,986
公債管理特別会計	79,274,113	79,274,113	0
給与集中管理特別会計	26,898,833	26,891,150	7,683
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	77,004	22,141	54,863
国民健康保険運営事業特別会計	54,639,256	51,485,419	3,153,837
中小企業近代化資金助成事業特別会計	32,332	29,940	2,392
就農支援資金貸付事業特別会計	197,398	21,693	175,705
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	174,205	47,424	126,781
県営林事業特別会計	92,663	88,845	3,818
県営境港水産施設事業特別会計	242,794	239,513	3,281
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	299,084	1,517	297,567
港湾整備事業特別会計	78,585	74,109	4,476
収入証紙特別会計	1,564,450	1,527,733	36,717
県立学校農業実習特別会計	62,027	42,292	19,735
育英奨学事業特別会計	834,332	556,837	277,495

議案第22号 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（住まいまちづくり課）

盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心を確保する。

（概要）

（1） 県の責務並びに市町村及び事業者の役割

ア 県は、条例の目的を達成するため、市町村と連携し必要な措置を講ずるものとする。

イ 事業者は、特定事業（一定規模以上の盛土若しくは切土（以下「特定盛土」という。）の施工又は斜面地等に設置する一定規模以上の工作物（以下「特定工作物」という。）に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、県が定める技術基準に従うとともに、特定盛土又は特定工作物の維持管理及び撤去に要する費用を確保しなければならないものとする。

（2） 特定事業の許可等

ア 事業者は、特定事業の許可の申請を行う前に、近隣関係者に対し、特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容について、説明を行わなければならないこととする。

イ 特定事業を実施しようとする事業者は、特定工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならないこととする。

ウ イの許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、事業計画を変更しようとするときは、変更に係る工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならないこととする。

エ 許可事業者は、当該事業区域内に氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならないこととする。

オ 許可事業者は、特定工事に着手する日の前日までに、その旨を知事に届け出るとともに、当該特定事業を行う土地の所有者等に対して、通知をしなければならないこととする。

カ 許可事業者は、特定事業を実施するに当たっては、知事が行う中間検査及び完了検査を受けなければならないこととする。

キ 許可事業者は、特定工事に着手した日から6月間ごとに工事の状況について、知事に報告しなければならないこととする。

ク 特定盛土に係る工事を行った許可事業者は、当該事業の完了又は廃止の日から10年間、1年ごとに特定事業の状況について、知事に報告しなければならないこととする。

ケ 特定工作物を設置した許可事業者については、特定工作物を撤去するまでの間、クと同様の報告を要することとする。

コ 許可事業者は、特定盛土等を事業の用に供しないこととする場合等は、当該特定盛土等の撤去等を行わなければならないこととする。

サ 許可事業者は、次に掲げる特定事業の実施に当たっては、あらかじめ保証金を知事と協議して定める金融機関に預入しなければならないこととする。

（ア） 斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

（イ） 特定工作物に係る工事を行う事業

シ サにより保証金を預入した者は、当該保証金に係る預金債権について県と質権設定契約を締結するとともに、県に対抗要件を備えさせなければならないこととする。

ス サの保証金は、事業者が知事の命令に係る措置を履行しなかったことにより斜面の安全の確保等に支障が生じると認める場合に、当該支障の除去等の措置に要する費用に充てることができることとする。

（3） 特定建設発生土搬出の許可等

ア 発注者は、特定建設発生土搬出（一定規模以上の建設発生土の搬出をいう。以下同じ。）を実施するときは、知事の許可を受けなければならないこととする。

イ アの許可を受けようとする者は、特定建設発生土搬出を行う事業に係る計画（以下「搬出事業計画」という。）等を添付した許可申請書を知事に提出しなければならないこととする。

ウ 発注者又は元請負人が建設発生土の適正処理の促進のためのトレーサビリティシステムについて、利用者としての登録をしたときは、イの搬出事業計画を策定したものとみなすこととする。

エ アの許可を受けた者（以下「搬出許可事業者」という。）は、搬出事業計画の変更をしよう

とするときは、知事の許可を受けなければならないこととする。

オ 搬出許可事業者は、特定建設発生土搬出を完了し、又は廃止したときは、その旨を知事に報告しなければならないこととする。

(4) 雑則

ア 知事は、斜面の安全の確保等のため、必要な巡視活動、報告徴収、立入検査、指導及び助言を行うものとする。

イ 知事は、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保等のため、必要な措置を講ずるよう勧告できることとする。

ウ 知事は次の者に対し、条例の目的を達成するために支障が生じないよう措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

(ア) (1)イの技術基準に従わずに特定事業を実施した者

(イ) (2)イ又はウの許可を受けずに特定事業を実施した者

(ウ) (3)ア又はエの許可を受けずに特定建設発生土搬出を実施した者

エ 知事は、イの勧告をした場合において、なお斜面の安全の確保等に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

オ 知事は、ウ又はエの場合によるほか、斜面の安全の確保等に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、特定事業又は特定建設発生土搬出を実施している者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

カ 知事は、ウからオまでの命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び命令に従わない者の氏名又は名称を公表するものとする。

(5) 罰則

ア 次のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(ア) (2)イ又はウの許可を受けずに特定事業を行った者

(イ) 偽りその他不正の手段により(2)イ又はウの許可を受けた者

(ウ) 正当な理由がなく(4)ウからオまでの命令に違反した者

イ 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(ア) (2)エに違反して標識を掲示しなかったもの

(イ) (2)カの間接検査又は完了検査の結果に係る通知を受けずに特定の工程後の工事をし、又は許可に係る土地若しくは工作物を事業の用に供し、若しくは供させた者

(ウ) (2)キからケまでの報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(エ) (3)ア又はエの許可を受けずに、特定建設発生土搬出を実施した者

(オ) 偽りその他不正の手段により(3)ア又はエの許可を受けた者

(カ) (4)アの報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者

ウ (3)オに違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

[令和4年5月1日施行]

議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行うものである。

(概要)

①職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料月額：給料表を国の俸給表に準じたものとする。

イ 期末手当：支給割合を年0.03月分（会計年度任用職員0.02月分）引下げ

ウ 勤勉手当：支給割合を年0.02月分引下げ

②任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

職員の給与に関する条例の一部改正に準じた所要の改正を行う。

[公布施行 ほか]

報 告 事 項

報告第 1号 令和2年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
県庁舎特定天井耐震対策事業費	R1～R2年度	65,450,000
鳥取県立県民文化会館特定天井耐震改修等事業費	R1～R2年度	780,743,700
防災行政無線一斉指令システム等更新事業費	R1～R2年度	759,240,900

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月2日専決）

（総合療育センター）

和解の相手方：甲 東伯郡琴浦町 個人
乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 247,970 円を甲に、71,280 円を乙に、それぞれ支払う。（県過失 5割）

事故の概要：令和3年6月18日、総合療育センターの職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、左方から進行してきた和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月2日専決）（農林水産政策課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 14,476 円（県過失 5割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年8月26日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月2日専決）（水産課）

和解の相手方：島根県安来市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 437,030 円（県過失 10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年5月12日、水産試験場の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通特種自動車（冷蔵冷凍車）に衝突し、双方の車両が破損したものである。

（4）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月2日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 9,000 円（県過失 10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年8月3日、和解の相手方が、軽乗用自動車に沿道の敷地から一般県道伏野覚寺線に進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月2日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 24,000 円（県過失 8 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和3年8月13日、和解の相手方甲が、主要地方道郡家鹿野気高線を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で行中、舗装の剥がれにより生じたアスファルト片に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月2日専決）（空港港湾課）

和解の相手方：岡山県美作市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 16,500 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年4月11日、和解の相手方が、鳥取港新ボートパークにおいて船舶を台車に載せて斜路を使用して陸上から海に降ろす際、斜路のコンクリート継ぎ目の段差で衝撃を受け、同船舶を固定していたロープが切れて同船舶が落下し、船底が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月2日専決）（教育環境課）

和解の相手方：倉吉市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 542,784 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年8月9日、鳥取県立倉吉農業高等学校敷地内の職員駐車場において、強風により樹木の幹が裂け、同校所属の職員が自家用自動車の代車として和解の相手方から借り受け、駐車していた小型乗用自動車の上に倒れ、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月16日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 185,200 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年7月6日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、和解の相手方所有の普通乗用自動車に続いて信号待ちで停止していた際、ブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、前方で停止していた同車両に追突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月16日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：島根県安来市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 295,504 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年7月14日、境港警察署の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認を怠ったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月17日専決）

（住まいまちづくり課）

和解の相手方：甲 八頭郡若桜町 個人
乙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 74,244 円（うち、68,629 円は県過失 10 割、5,615 円は県過失 1 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和3年4月4日、和解の相手方甲が、県営住宅ひばりが丘団地敷地内を、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車で行中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。また、和解の相手方甲が、同車両の当該破損後に駐車した店舗駐車場において、同車両の油が流出したため、和解の相手方乙に油吸着材を使用させ、損害を与えたものである。

(11) 鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例（令和3年11月17日専決）

（企業支援課、立地戦略課）

中小企業等経営強化法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[公布施行]

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年11月17日専決）（空港港湾課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 30,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和3年7月15日、和解の相手方甲が、和解の相手方乙が所有する船舶で鳥取港付近を航行中、消灯した灯浮標と接触し、同船舶が破損したものである。

(13) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（令和3年11月17日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 8件 変更 1件